第2期宮城県多文化共生社会推進計画

(中間案)

平成 2 6 年 3 月 宮 城 県

目 次

第	1	計画策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	計画策定の趣旨	
	2	計画策定の視点	
	3	計画の性格	
	4	計画の期間	
	5	計画見直しの考え方	
华	0	基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
퐈	2	± 1 = 10, = ± 1 73 21	Э
	1	条例に定める基本理念	
	2	基本方針	
)計画の基本方針	
	(2	2) 施策展開の考え方	
第	3	これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	1	これまでの主な取組	
	2	外国人県民の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
	(1)在留外国人の状況	
	(2	2) 地域の多文化共生関係団体の状況	
	(3	3) 新たな在留管理制度,住民基本台帳制度	
	3	外国人県民を取り巻く現状と課題12	
	(1) 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さ	
	(2	2)地域とのつながりの希薄さ	
		3) コミュニケーションの困難さ	
)学習の機会の不足	
		5)家族問題の増加・複雑化	
		5)活躍の場の不足	
		7) 外国人県民の急増への備え	
	(1		
第	4	施策の方向性と事業の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	1	地域社会への基本理念の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・20	
	2	外国人県民と地域住民との連携の推進 · · · · · · 22	
	3	情報面からの生活の安全・安心の確保 … 24	
	4	地域社会への適応力向上 26	
	5	家庭生活の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	
	6	能力発揮の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30	
	7	共生する体制の構築 · · · · · · · 32	
第	5	計画推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
-1-	1	計画の進行管理······ 34	
	2	関係機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		り多文化共生の推進に向けた役割分担 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		2) 多文化共生の推進に向けた行政機関の連携・協働の強化	
		の 多文に発生の推進に同りた行政機関の建協・協働の強化 3)地域におけるコーディネートの重要性	
	3	- 5 - 1 地域におけるコーティネートの重要性 - 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36	
	J	1世紀中間√/定開 30	
用	語角	翠説·····	37

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

宮城県では、多文化共生社会の形成を推進することについて、基本理念を明確にし、さらに広く県民に共通の認識に立ってもらうことを目的とし、平成19年7月11日に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」(以下「条例」とします。)を公布・施行するとともに、条例に基づき平成21年3月に平成25年度を目標年度とする5か年計画の「宮城県多文化共生社会推進計画」(以下「第1期計画」とします。)を策定し、県、市町村、地域国際化協会、民間団体と連携の下、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を進めてきました。

第1期計画策定以降,県内の在留外国人(注1)は16,000人台で推移しており,経済のグローバル化(注2)によって,宮城県においても,外国籍を持つ人や外国にルーツがある日本国籍を持つ人などの外国人県民等(以下「外国人県民」とします。)の増加が予想されていましたが,平成23年3月に発生した東日本大震災後,県内に在留する外国人数は約14,000人まで減少しています。その一方,永住者等として居住する外国人県民は、震災後も増加を続けています。

本計画は、このような状況の変化に対応しつつ、第1期計画の取組をさらに進め、国籍、民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重され、県民が社会参画を図ることのできる多文化共生社会の推進により豊かで活力のある社会の実現を目指すために策定し、多文化共生社会の形成の推進に関する施策(以下「多文化共生施策」とします。)を総合的かつ計画的に実施することを目的に、今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すものです。

2 計画策定の視点

これまでの取組を踏まえ、以下の視点で計画を策定します。

(1)「住民施策」としての位置づけ

地域における多文化共生は「国際交流」「国際協力」とともに、地域の国際化を進めるための柱とされています。この 3 つの中で、「多文化共生」は、地域に暮らす外国人県民を対象とするという特徴があります。

多文化共生施策は、地域国際化の施策であるとともに住民施策の一環であるという 視点を持って、計画を策定します。

(2) 役割分担と連携

多文化共生社会の実現のために推進すべき取組は、様々な分野に関わる地域全体の 課題となっています。各分野で県民、地域国際化協会、関係団体、学校、事業者、行 政などが連携を図りながら、それぞれ主体となって役割を担うことが必要です。

3 計画の性格

この計画は、わが県の多文化共生社会推進の方向性を示すための計画として策定し、 条例第7条に基づく「多文化共生社会推進計画」として位置づけます。また、「宮城の将来ビジョン」(平成19年3月策定)及び「宮城県震災復興計画」(平成23年10月策定)の 個別計画、総務省が平成18年3月に地方公共団体に策定を推奨した「地域における多文化 共生推進プラン」として位置づけます。

さらに、その実施にあたっては、関連計画と連携しながら推進していくこととします。

4 計画の期間

本計画の対象期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。計画期間中に 状況に著しい変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

5 計画見直しの考え方

本計画の策定にあたっては、第1期計画の基本理念や基本方針など、基本的な考え方を継承しつつ、必要な見直しを行いました。

第1期計画の期間において実施した事業の成果を検証するとともに,外国人県民を取り巻く状況の変化や東日本大震災の経験などを踏まえ,本県の多文化共生に関する課題を明確にし,策定しています。

1 条例に定める基本理念

「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」 国籍, 民族等の違いにかかわらない県民の人権の尊重と社会参画

国籍,民族等の異なる人々が,互いに,文化的背景等の違いを認め,人権を尊重し合い, 地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで,す べての県民が各々の能力と個性を発揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目指しま す。

条例で定める多文化共生社会の基本理念は以下のとおりです。

- 1 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重される社会
- 2 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に参画できる社会
- 3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

2 基本方針

(1) 計画基本方針

外国人県民とともに取り組む地域づくり ~意識の壁の解消~ 外国人県民の自立と社会活動参加の促進 ~言葉の壁の解消~ ~生活の壁の解消~

本計画においては、第 1 期計画から引き続き『外国人県民とともに取り組む地域づくり』と『外国人県民の自立と社会活動参加の促進』を基本方針として掲げ、多文化共生の推進に取り組みます。

「第3 外国人県民を取り巻く現状と課題」に示す各課題においては、外国人県民に対する理解の不足や認識の低さ、地域とのつながりの希薄さは「意識の壁」、コミュニケーションの困難さと学習の機会の不足は「言葉の壁」、家族問題の増加・複雑化と活躍の場の不足は「生活の壁」ということができます。

まず、「意識の壁」を解消することにより、外国人県民と地域住民とによる地域コミュニティの形成が促進され、外国人県民を含む県民や各関係機関が適切な役割分担の下で協

働して多文化共生に取り組むことが促進され、「外国人県民とともに取り組む地域づくり」 が促進されます。

次に、「言葉の壁」を解消することにより、外国人県民の生活の安全・安心が守られる とともに地域への適応力が向上します。

さらに、「生活の壁」を解消することにより、外国人県民とその家族の家庭生活の質が 向上し、外国人県民が地域や職場で能力を発揮することが促進されます。

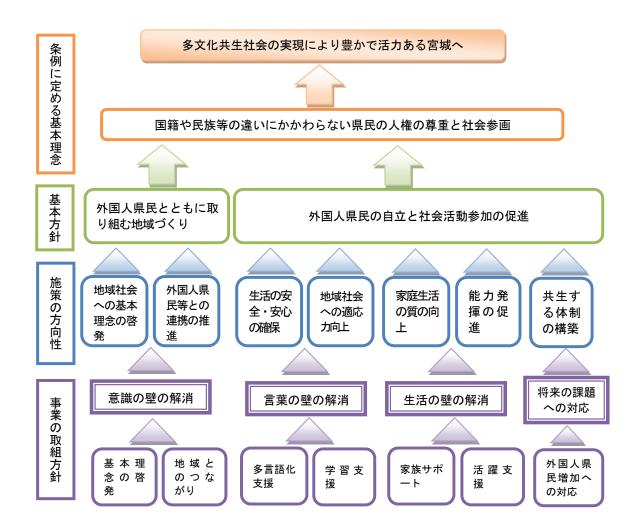
(2) 施策展開の考え方

多文化共生施策を進めるためには関係機関がそれぞれの役割を担い,連携して取り組むことが必要です。多文化共生施策は、住民施策であるという視点を踏まえ、基本理念の普及啓発や外国人県民の生活を支援する基本的な施策については、行政機関が中心的な担い手となり、行政機関では効率的な展開が困難な専門性、先駆性、柔軟性が求められる分野については、地域国際化協会やNPO(注3)等の団体が担うことが望ましい形といえます。

第1期計画の期間においては、各関係機関が、それぞれ担うべき役割に基づき施策を進めてきましたが、外国人県民の置かれている状況やニーズは、地域により様々であり、多文化共生施策の進度も地域により異なっています。本計画の期間である平成26年4月からの5年間においても、各地域における実情を踏まえながら、実現できる取組から実施していくこととします。実現が難しい取組については、関係機関が連携・補完し合いながら、施策の推進を目指します。

また,既に多文化共生施策に積極的に取り組んでいる地域にあっては,外国人県民のニーズに応えながら,その取組をさらに発展させ,先進的な取組や広域連携による他地域の取組支援により施策の推進に努めます。

計画の基本方針



第3 これまでの取組及び外国人県民をとりまく現状・課題

1 これまでの主な取組

平成21年3月に策定した第1期計画のもとでは、『外国人県民とともに取り組む地域づくり』、『外国人県民の自立と社会活動参加の促進』を基本方針として、「意識の壁」、「言葉の壁」、「生活の壁」を解消するための取組を行ってきました。

(1)「意識の壁」の解消 のための取組

◆多文化共生の啓発

外国人県民に対する理解不足などを解消し、「外国人県民とともに取り組む地域づくり」を推進するため、外国人県民を含めた県民、行政機関等に対する啓発事業を実施しました。また、関係機関が協働して多文化共生を推進するための体制整備を行いました。

【具体的な主な取組】

- ・多文化共生シンポジウムの開催, 市町村職員等研修会の開催, 宮城県多文化共生社会推進審議会の運営等[県]
- ・国際理解教育支援,市町村国際交流協会・NPO等の国際交流・多文化共生イベントへの支援[県国際化協会]

(2)「言葉の壁」の解消 のための取組

◆多言語化支援

外国人県民の生活の安全・安心を確保するために、行政機関等から提供する情報の 多言語化を推進しました。特に、東日本大震災後は、防災に関する情報の多言語化に 努めました。

【具体的な主な取組】

- ・災害時通訳ボランティアの整備(県国際化協会への委託事業)[県]
- ・多言語支援ツールの作成(災害時多言語表示シート,防災ハンドブック等)[県]
- ・多言語生活情報の提供[市町村]
- ・多言語情報紙,生活ガイドブックの発行,外国人支援通訳サポーター育成・紹介 [県国際化協会]
- ・ホームページの一部多言語化[県]
- ・保健福祉に関する相談業務における通訳の活用[県]
- ・運転免許手続時の多言語対応[県]

◆学習支援

外国人県民の地域社会への参画が促進できるよう,日本語を学習する環境の充実化を図り,また,外国人県民が日本の生活習慣等を学ぶオリエンテーションの実施を推進しました。

【具体的な主な取組】

- ・日本語講座の開設[市町村,県国際化協会,市町村国際交流協会,NPO]
- ・日本語ボランティア支援,多国籍児童生徒支援 [県国際化協会,NPO]
- ・日本語指導非常勤講師の配置[県],
- ・日本語指導補助者の配置[市町村]

(3)「生活の壁」の解消 のための取組

◆生活支援

文化的な背景の違い等から、外国人県民とその家族が抱える生活の課題を解消するため、相談事業などを実施するとともに、相談に当たる人材の技術向上を図りました。

【具体的な主な取組】

- ・みやぎ外国人相談センターの設置(県国際化協会への委託事業),外国人対応職員等研修[県]
- ・外国人相談対応体制の整備[市町村]
- ・ニューカマーのための生活適応支援プログラム[県国際化協会]

◆活躍の支援

外国人県民の地域参画を推進するための人材育成・養成を行いました。

【具体的な主な取組】

・みやぎ外国籍県民大学・みやぎ外国籍県民大学フォローアップ事業 [県国際化協会]

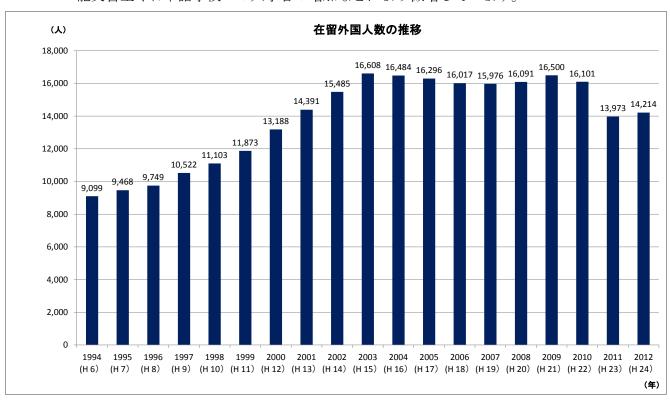
2 外国人県民の現況

(1) 在留外国人の状況

日本における在留外国人の数は、平成24年7月にスタートした新たな在留管理制度、外国人住民の住民基本台帳制度に基づき、各市町村へ住民登録を行っている中長期在留者(注4)及び特別永住者(注5)の数によって把握できます。なお、平成24年7月以前は外国人登録法に基づき外国人登録者数(注6)として把握していました。

全国の在留外国人数は、平成 24 年末現在で 203 万 3,656 人となっており、全国の推 計人口 1 億 2,746 万人(平成 25 年 1 月 1 日現在)の 1.60%となっています。

県内の在留外国人数は、平成 24 年末現在で 14,214 人となっており、県推計人口 2,326,696 人(平成 25 年 1 月 1 日現在)に占める割合は 0.61%となっています。在留 外国人数の推移を見ると、平成 9 年末で 10,000 人を超え、平成 15 年末では 16,608 人と右肩上がりに推移しました。その後はこの平成 15 年をピークに 16,000 人台で推移し、平成 22 年末では 16,101 人となっていました。平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、留学生や技能実習生(注 7)が減少したことなどから、平成 23 年末では 13,973 人と震災前から約 2,000 人の減少となりました。平成 24 年末では 14,214 人となり技能実習生や日本語学校への入学者の増加などにより微増しています。



※2011 (H23) 年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数

【国籍別】

県内の在留外国人を国籍別に見ると、次のような状況となっています。

- ・かつては韓国・朝鮮籍が最多でしたが、平成12年以降は中国籍が最多となり、続いて韓国・朝鮮、フィリピンとアジア諸国が上位となっています。
- ・東日本大震災後は、中国籍が留学や技能実習の減少により約 1,500 人の減少となり、在留外国人の減少の約 4 分の 3 を占めています。
- ・震災後,平成24年末ではインドネシア籍,タイ籍,ベトナム籍など東南アジア出身者が増加傾向を示しています。



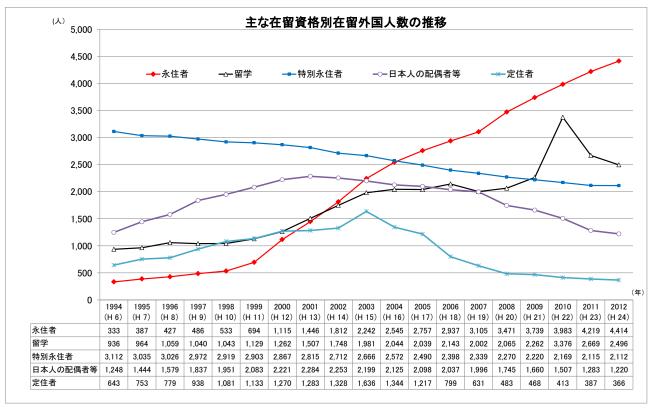
【在留資格別】(注8)

県内の在留外国人を在留資格別に見ると、次のような状況となっています。

・平成 16 年末までは特別永住者が最も多く、次いで日本人の配偶者等(注9)となっていましたが、その後、永住者(注10)が大きく増加するとともに留学も増加し、平成17 年には永住者が最も多くなっています。特に、永住者はここ10年で約2 倍に増加しており、これは日本人の配偶者等からの在留資格の変更等による

ものと推測されます。

・平成 24 年末では永住者が 31%, 留学が 18%, 特別永住者が 15%となっており, 永住者と特別永住者を合わせると,全体の約半数を占めています。



【宮城県の特徴】

県内の在留外国人の特徴は、次のような点となっています。

- ・全ての市町村に永住者、日本人の配偶者等が居住しています。
- ・仙台市内の大学、日本語学校に入学している留学生が多く、留学の在留資格の割合は、全国平均の9%に対し、宮城県は18%と2倍の割合となっています。
- ・地域の分布では、県全体の約14,000人の在留外国人のうち、約9,000人が仙台市 に、約5,000人がその他の市町村に点在して居住しています。

<u>在留資格別の構成</u> (宮城県)

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	4,414	31.1%
2	留学	2,496	17.6%
3	特別永住者	2,112	14.9%
4	日本人の配偶者等	1,220	8.6%
5	家族滞在	1,020	7.2%
6	技能実習	749	5.3%
7	人文知識・国際業務	415	2.9%
8	教授	399	2.8%
9	定住者	366	2.6%
10	教育	233	1.6%
_	その他	790	5.6%
	計	14,214	100.0%

(全国)

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	624,501	30.7%
2	特別永住者	381,364	18.8%
3	留学	180,919	8.9%
4	定住者	165,001	8.1%
5	日本人の配偶者等	162,332	8.0%
6	技能実習	151,477	7.4%
7	家族滞在	120,693	5.9%
8	人文知識•国際業務	69,721	3.4%
9	教育	10,121	0.5%
10	教授	7,787	0.4%
_	その他	159,740	7.9%
	計	2,033,656	100.0%

平成24年12月末現在 在留外国人数(市町村・国籍別)

(法務省 在留外国人統計)

3,989

2,518

合 計

14,214

5,461

(2) 地域の多文化共生関連団体の状況

地域において外国人県民の支援等に関わる多文化共生関連団体の設置(設立)状況を見ると、国際交流協会は24の市町・1地域に29団体が設立されています。また、日本語講座を主催している団体(国際交流協会や市町村を除く。)は7市町に15団体が所在しており、わずかずつ増加しているものの、全県下における設置には至っていません。

(3) 新たな在留管理制度, 外国人住民の住民基本台帳制度

平成24年7月から新たな在留管理制度,外国人住民の住民基本台帳制度がスタートし、日本人と外国人で構成される世帯全員の住民票の写しが発行可能となりました。また,転入先の市区町村窓口での住所変更の届出に伴い,国民健康保険,国民年金,介護保険などの届出があったとみなされるなど,届出が簡素化しています。その他,在留期間の上限が最長5年に延長されるようになりました。

3 外国人県民を取り巻く現状と課題

(1) 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さ

【現状】

多文化共生社会の実現ためには、地域を構成する県民一人一人が多文化共生の基本理 念を理解することが必要です。宮城県では、条例及び第1期計画に基づき、啓発事業を 行い多文化共生の理念の普及啓発を図ってきました。

しかしながら、外国人県民に身近なところで接する機会がない県民も多く、「多文化共生」という言葉自体、県民の認知が広がっているとはいえない状況にあります。また、 市町村や県の行政組織においても、外国人県民を地域住民の一員としてとらえる認識が まだ十分とはいえないという現状があります。

これまで県が実施した県民意識調査においては、外国人よりも日本人を優先した支援の要望や外国人が増えることによる治安の心配などの意見も寄せられています。一部の日本人には、外国人県民に対する誤解や排他的な考え方があるとみられ、結婚や就職、地域活動など様々な場面において、外国人県民に対する理解が不足していること、その能力が十分にいかされていないことなどが想定されます。また、国際情勢の悪化により、特定の国籍の外国人への差別意識が生じることも懸念されます。

一方,外国人県民の意識について見てみると,平成24年度に県が実施した外国人県民アンケートにおいて、周囲からの差別、偏見等を感じる経験については、回答者のうち

約60%の人が外国人ということでのいやな経験,つらい思いの経験があると回答しており、仕事中や各種手続の場面での経験が多くなっています。また、外国人県民にとって暮らしやすいまちになるための行政への希望事項(複数回答)として、23%の人が日本人住民の異文化理解を進めることを選んでいます。

また、日本人と特に交流したいとは思わない、近所付き合いについて不満を感じている、日本人と外国人との相互理解が必要という意見も寄せられています。

【課題】

このようなことから,外国人県民と受け入れる地域住民の双方に対する多文化共生の 基本理念のさらなる普及啓発が必要となっています。

職場や学校、地域でのさまざまな機会を捉え、多文化共生の理念についての理解を深めていくような取組を進めるとともに、教育、保健福祉等、特に住民生活に直接関わる分野の行政機関に対する啓発を強化していく必要があります。

(2) 地域とのつながりの希薄さ

【現状】

平成23年3月に発生した東日本大震災では、沿岸部の市町を中心に多くの住民が被災し、災害時・緊急時の「自助」の重要性や、日常からの地域住民とのつながりや「共助」の重要性について改めて見直されました。

発災後は、留学生や技能実習生を中心に帰国した外国人が多く見られました。一方、地域に留まった日本人の配偶者やその他の外国人県民の中には、通訳や翻訳など多言語情報の提供に協力したり、外国人コミュニティでの相互協力や、地域のボランティアとして被災者を支援する活動を行う姿も見られました。

外国人県民アンケートの結果から地域との交流状況を見ると、回答者のうち、地域において何でも話し合える人がいると回答した割合は21%であるのに対し、あいさつをする程度又は話をする人が全くいないと回答した割合は36%となっており、地域住民との交流が希薄となっている傾向が見られます。

また、東日本大震災の際の津波の情報の入手について見てみると、誰からも聞かなかったと回答した割合が29%を占めています。情報を入手した中では、家族や職場、学校、友人等、人を介して情報を入手した割合が64%(複数回答)であるのに対し、テレビ、ラジオなどのメディアから情報を入手した割合が18%(同)と少なくなっています。身の安全を守るための情報源として、周囲の住民が重要な役割を果たしています。

【課題】

地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、 外国人県民も地域での「共助」の一員となることが望まれます。

日常的な地域での交流や防災訓練・町内の行事への参加促進を図るとともに、防災・ 防犯に関する知識習得の機会をつくり、自助、共助の力を培っていくことが重要となっ ています。

また、地域の支援団体や外国人県民同士のつながりも重要であることから、地域の日本語講座への参加による交流や、外国人コミュニティでの交流の機会を推進する必要があります。

(3) コミュニケーションの困難さ

【現状】

外国人県民が生活する上で、各種の公共サービスを活用し、また、住民としての義務 を履行するためには、サービスや義務に関する情報を正確に理解することが必要です。 このため、日本語の読み書きが必要となる場面が多くなります。

外国人県民アンケートの結果では、日本の居住年数20年以上の場合、漢字を不自由なく読めると回答した割合が60%でしたが、10年以上20年未満、5年以上10年未満、1年以上5年未満の場合、不自由なく読めると回答した割合は、いずれも30%前後となっており、漢字を読む能力は、話したり聞いたりする能力ほど日本での居住年数に直結していないという傾向が見られました。

日本語の読み書きが十分でないと、行政機関や学校などからの配布物や、医療機関の書類などが理解できず、生活上必要な情報の入手や住民としての義務の履行に支障が生じたり、また、災害時や緊急時など、生命や安全に関わる場面で困難に直面するということも考えられます。災害時には、被災後の支援に係る重要な生活情報の入手や諸手続などの場面で十分な支援が受けられなくなるということも考えられます。

【課題】

生活上必要な情報や災害時の情報について,多言語や,やさしい日本語での資料提供などを行うとともに,通訳活用の推進や,これらの対応に向けた関係機関に対する多言語対応の啓発が必要となります。また,災害時には,多言語による情報提供等のため,必要に応じ市町村間や県域を越えた連携を図ることも重要になります。

(4) 学習の機会の不足

【現状】

来日してから日の浅い外国人県民の多くは、大学や日本語学校のほか、ボランティアによる日本語講座等で日本語の学習をしています。日本語講座は県内の国際交流協会やNPOなどにより開催されています。日本語講座が開設されている市町村は、35市町村のうち15市町であり、受講を希望していても居住地の近くに講座がないために遠方の講座に通わざるを得ない人や交通手段がないために通うことができない人などもいます。

日本語講座は日本語を学ぶだけでなく,交流や情報交換を行い,日本の生活や文化を 学ぶ場となっており,防災に関する基礎知識を得る場としても重要です。

外国人県民アンケートの結果では、日本語学習の有無について、「現在学習している」と回答した人が39%、「現在学習していないが、今後学習したい」と回答した人が28%となっています。「今後学習したい」と回答した人の約80%は「日本語が不自由なく話せる」又は「だいたい話せる」人達となっており、日本語を話せる人達の中には、さらに日本語を学びたいという意識を持っている人達が多く見られます。また、日本語を学習していない理由については、回答者134人(複数回答)のうち「忙しくて勉強する時間がないから」が55%と最も多く、次いで「近くに学べる場所がない」が31%、「学習場所についての情報がない」が25%となっています。

また、県内の小・中学校には平成24年5月1日現在で279人の外国籍の児童・生徒が在籍し、このうち、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の受入れは、37校69人となっています。これらの学校の1校当たりの日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は、仙台市内では4人程度、仙台市外では1~2人程度となっています。

外国人児童・生徒を受け入れている学校に対しては、教員の加配(非常勤講師等の任用)を行い、外国人児童・生徒一人一人に応じた日本語指導の充実に努めていますが、 日本語指導が必要な外国人児童・生徒が県内各地に在籍し、さらに中国語、韓国語、タ ガログ語など多様な母国語への対応が必要となっています。

【課題】

このようなことから、外国人県民が、日本語や日本の生活習慣等について学習する機会を確保していくことが求められています。

日本語講座については、受講希望者が受講可能となるよう、講座開設数を増やしていくとともに、現在開設されている日本語講座の多くは基礎的な学習が多いことから、受講希望者のニーズに即した多様な内容とすることが必要です。

また、小・中学校における子どもの日本語指導については、母国語の能力や日本語教

育等の必要な条件を備えた講師の任用や指導補助者の配置等の充実とともに,状況に応 じ,児童生徒の保護者の支援についても配慮する必要があります。

(5) 家族問題の増加・複雑化

【現状】

宮城県では、「永住者」や「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ人が全ての市町村に居住しています。永住者の多くは、日本人の配偶者等から在留資格を変更したと推測されます。国際結婚によりこれらの在留資格を持つ人は、日本人の男性と結婚した外国人の女性というケースが多くを占めていますが、日本人の夫と外国人の妻という組み合わせの婚姻件数は、平成16年の469件をピークに減少し、平成24年は184件となっています。日本人の夫と外国人の妻の離婚件数は平成18年の196件をピークに減少傾向にあり、平成24年度は126件となっています。

外国人県民アンケートの結果では、子育てについて、回答者のうち 44%が何らかの悩みを抱えており、「子育てに関する悩みについて相談相手がいない」と回答した割合は、子どもと配偶者のみの世帯で 12%、その他の家族と同居している世帯で 8%となっているのに対し、ひとり親世帯では 30%と割合が大きくなっています。

県では(公財) 宮城県国際化協会に委託し、みやぎ外国人相談センターを設置していますが、相談内容はや離婚やドメスティック・バイオレンス (DV) (注 11) などの家庭生活に関するものが最も多く、30%近くを占めています。

外国人県民の場合,在留資格や文化的背景の違いなどから,問題が複雑化しやすいといった課題があります。また,外国人県民本人が抱える悩みやストレスだけではなく,外国人県民を迎えた家族にとっても,文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり,摩擦が生じたりすることがあります。

さらに、将来帰国することを想定した場合など、子育て中の外国人県民にとっては、 子どもの母国語や母国文化の学習・維持も課題となります。

【課題】

このような状況から、その家族全体に対する支援が必要となっており、行政機関、行政書士、弁護士をはじめ多様な機関との連携や担当職員の技能向上などにより、より迅速・的確に対応できる相談体制の強化を図っていくことが求められています。

(6) 活躍の場の不足

【現状】

外国人県民の自立と社会活動への参加を実現する上で,就労は大きな要素となります。 外国人県民の就労については,「教育」,「技術」などのように活動の内容が限定されてい る在留資格のほか,「永住者」や「日本人の配偶者等」のように活動に制限がなく就労す ることのできる在留資格もあります。

外国人県民アンケートの結果では、外国人県民にとって暮らしやすいまちになるための行政への希望項目(複数回答)として、「就職を支援すること」と回答とした人が最も多く42%となっています。

宮城県内の就労に関しては、仙台公共職業安定所において外国人からの相談に対応するため相談コーナーを設置し、英語、中国語の通訳を配置しています。これまでは、外国人の求職者数に対して実際に就職に結びついている雇用数は多くなく、外国人県民にとっての就職は厳しいものとなっていましたが、東日本大震災後、永住者や日本人の配偶者等の増加や、いわゆる復興需要に伴う求人数の増加などにより外国人雇用者数が増加しています。しかし、今後は、復興需要が一段落した後は求人数が減少することが予想され、外国人の就労が厳しくなることも考えられます。

県内の多くの事業所では、外国人県民の雇用の経験がなく、多文化共生の理念についての認識が不足し、差別・偏見の意識を持っていたり、雇用する上で日本語能力や日本の商習慣・企業風土に対する理解を求めています。

また、就職以外の地域との関わりについての外国人県民アンケートの結果では、行政への希望項目(複数回答)のなかで、「日本人と交流する機会を増やすこと」が25%と3番目に多い回答となっています。このほか、実際に地域との交流や地域活動に参加していると回答した人は10%前後でしたが、今後参加してみたいとの意向が40%程度の人達に見られるとともに、日本人との交流の希望について、日本の文化・習慣を学びたい、地域の行事にもっと参加したいという意向も40%程度の人達に見られました。

【課題】

外国人県民の自立と社会参加を実現するためには、就労の面においては、事業者等に対する外国人県民への偏見・差別の撤廃による雇用促進に向けた啓発や外国人県民への就職・起業に関する情報提供等の就業支援のほか、外国人県民が就労可能な日本語能力を身に付けていくことも必要となります。

このほか留学生,高度な専門知識や技術,ノウハウを持つ外国人,いわゆる高度人材の企業への受入・活用についてもその動きを注視し,対応を検討していく必要がありま

す。

また、地域との関わりにおいては、震災後は、外国人県民も同じ地域の一員として地域とのつながりを持つことの重要性が改めて見直されています。このことから、防災に関する行事などさまざまな交流の機会への参加、地域の外国人県民のコミュニティリーダー(注12)の育成などにより、地域に活躍の場を広げることを促進していくことが重要となります。さらに、行政が住民参画の機会に外国人県民の人材の活用を推進することも進めていくことも必要です。人材の活用については、永住者など長い期間県内に居住する外国人はもちろん、留学生や高度人材についても、地域づくりや多文化共生の担い手として活躍することが求められます。

なお、外国人県民の年齢構成について、現在の年齢構成を移行して試算する場合、5年後には60代以上が800人程度増加すると見込まれます。今後は、高年齢化に対応した社会福祉施策によるサポートの充実や、就労以外の交流の場・社会活動の場の提供など、地域での生活の充実を図るための支援が求められます。

(7) 外国人県民の急増への備え

【現状】

東日本大震災後,県内の在留外国人は留学生や技能実習生を中心に約2,000人減少しましたが,平成24年には技能実習制度活用の事業所の増加,留学生の増加等により微増しています。

今後は、経済のグローバル化の進展や海外企業の進出等に伴い、外国人労働者の増加や製造業の集積によって日系定住外国人等労働者の集住が急激に進む可能性も考えられます。さらに、岩手・宮城にまたがる北上山地が、超大型加速器「国際リニアコライダー(ILC)」の国内誘致候補地(平成25年8月時点。研究者組織ILC戦略会議による選定)になるなど、今後多数の外国人研究者等の居住の可能性も生じています。

なお、県内では、これまで黒川郡大和町が製造工場の進出に伴う外国人登録者数の急増と急減を経験しています。平成 14 年末の時点で、黒川郡大和町における外国人登録者数 (県経済商工観光部国際政策課調べ) は 556 人でしたが、1 年後の平成 15 年末には1,041 人に急増し、町内の総人口に対する外国人登録者の割合は4%を超えました。外国人登録者の多くは、「定住者」(注13)の在留資格で来日した日系定住外国人で町内の製造業に勤務していました。その後当該工場の撤退に伴い減少し、平成24年末の時点の大和町の在留外国人(法務省在留外国人統計)は99 人で、町内人口に占める割合は0.4%に減少しています。

【課題】

外国人県民の急増に対応するためには、関係機関が連携・協働し、速やかに対応する 体制を整えておく必要があります。また、生活適応のために、多言語情報の提供、日本 語学習、相談対応等の支援やコミュニティリーダーの育成、関係機関のネットワーク構 築等、地域の状況に応じた環境の整備が必要となります。

このほか、地域における恒常的な多文化共生の基本理念の普及啓発も重要です。

以上のような現状と課題から、次のとおり「施策の方向性」と「事業の取組方針」を 設定します。

現 状 と 課 題		施策の方向性		事業の取組方針
受入側の理解の不足・認識の低さ口		基本理念の啓発による 多文化共生の基盤づく りを行う		地域社会への基 本理念の啓発
多文化共生の理念の啓発が必要		意識の壁の解消		
地域とのつながりの希薄さ		外国人県民と地域住民 との連携の推進を図る		地域とのつなが
地域住民との交流の促進が必要		意識の壁の解消		りの推進
コミュニケーションの困難さ	<u> </u>	情報面から外国人県民 の生活の安全・安心を 確保する	\ \	多言語化支援
多言語による情報提供が必要		言葉の壁の解消		
学習の機会の不足		外国人県民の社会への		外国人県民への
日本語や日本の生活に関する学習 の機会の確保が必要		適応力向上を促進する 言葉の壁の解消	/	学習支援
家族支援の必要性		外国人県民とその家族 の家庭生活の質の向上		÷***
外国人県民の家族全体への支援が 必要		を促進する 生活の壁の解消		家族サポート
活躍の場の不足		外国人県民の能力の発		
就労支援,人材活用,地域活動へ の参加促進が必要		揮と社会活動への参加 を促進する 生活の壁の解消		活躍に向けた支援
外国人県民の急増 関係機関連携による速やかな支 援・地域への啓発と外国人県民の 地域社会への適応促進が必要		外国人県民と共生する 体制を構築する 将来の課題への対応		外国人増加への 対応

第4 施策の方向性と事業の取組方針

1 地域社会への基本理念の啓発

◆多文化共生施策の方向性:基本理念の啓発による多文化共生社会の基盤づくり

◆事業の取組方針:意識の壁の解消に向けた地域社会への基本理念の啓発

多文化共生社会の基盤づくりのためには基本理念の啓発が不可欠であることから,広く県民を対象とした啓発を行い,多文化共生への理解と協力を推進します。

地域や職場,学校などさまざまな場面での啓発を行うとともに,外国人県民の生活に関わる 行政機関に対する啓発も強化していきます。

こうした取組によって、「意識の壁」の解消を図り、多文化共生社会に向けた基盤をつくります。

《具体的な取組内容》

県民に対する啓発	*シンポジウムや交流イベントなどをとおして,県民全体が多文化共
	生の基本理念に基づいた地域づくりに取り組むよう推進します。
	★町内会・自治会等の地域住民による組織や、民生委員等の地域住民
	の支援者と連携を図り、地域における基本理念の啓発を行います。
教育機関における	*学校での児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育をとおして,
啓発	異文化理解や地域に住む外国人県民との共生,人権の尊重に関する
	意識の醸成を図ります。
事業者に対する啓	★外国人県民の働く場や研修の場を提供する事業者,サービスを提供
発	する事業者が多文化共生の基本理念を理解し、多文化共生の地域づ
	くりにおいて事業者としての役割を果たすよう啓発します。
市町村に対する啓	★市町村における多文化共生施策を促進するための研修等を行いま
発	す。
	*多文化共生担当部署のほか、教育、保健・福祉等住民生活に関わる
	部署における多文化共生の意識向上を図ります。
多文化家族に対す	★国際結婚などで外国人県民を迎えた家族(以下「多文化家族」とし
る啓発	ます。)における多文化共生を推進するため,基本理念の啓発を行い
	ます。
推進体制の整備	★県、市町村、関係機関が協働して多文化共生を推進するための体制
	と,行政組織内部において多文化共生施策を効果的に実施していく
	ための体制を整備します。

市町村	★地域における多文化共生の基本理念の啓発を行います。啓発に当た
1,000	っては、町内会・自治会等の地域住民による組織や、民生委員等地
	域住民の支援者と連携を図ります。
	*学校での児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育をとおして,
	異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関する
	意識の醸成を図ります。
	*組織内部において、教育、保健・福祉等住民生活に関わる部署での
	多文化共生の意識向上を図ります。
	*外国人県民のニーズを把握し、関係機関と連携・協働し、多文化共 ************************************
	生施策を実施します。
宮城県	*県民,事業者,市町村等に対し,多文化共生の基本理念についての
	啓発を行います。
	*学校での児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育をとおして、
	異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関する
	意識の醸成を図り、また、市町村が行う取組を支援します。
	★組織内部において、教育、保健・医療・福祉等住民生活に関わる部
	署での多文化共生の意識向上を図ります。
	*行政機関,事業者,関係機関が協働して多文化共生の地域づくりに
	取り組むための推進体制を整備します。
	*全県的・広域的な課題に取り組むとともに、市町村間連携による取
	組を推進します。
(公財)宮城県国際	*県民,行政機関,関係機関に対する多文化共生の基本理念の啓発を
化協会	行い,また,県や市町村が行う取組に協力します。
	*行政機関,事業者,関係機関と協働して多文化共生を推進するとと
	もに、これらの機関の取組を支援します。
市町村国際交流協	*多文化共生の基本理念を理解し、多文化共生施策の地域における実
会・NPO	践者として,県民に対し多文化共生の基本理念を啓発します。
	また、市町村や他の機関が行う取組に協力します。
事業者	*多文化共生の基本理念を理解し、雇用や事業活動における差別的な
	取扱いの解消や外国人県民に配慮した取組、外国人県民の人材活用
	を推進します。
	- · · - · · · ·

2 外国人県民と地域住民との連携の推進

◆多文化共生施策の方向性:外国人県民と地域住民との連携の推進

◆事業の取組方針:意識の壁の解消に向けた外国人県民と地域とのつながりの推進

外国人県民と地域とのつながりは、日常的な交流が社会参画や災害時、緊急時の自助・共助 のために大変重要となります。

外国人県民と地域住民の日常的な交流や防災訓練など地域の行事への参加を促進するととも に、自助・共助の力を身に付けるための防災知識や防犯知識の醸成を図ります。

こうした取組によって「意識の壁」の解消を図り、外国人県民と地域住民の連携を推進します。

《具体的な取組内容》

地域住民との交流	*町内会・自治会や市町村が実施する各種行事への参加を促進しま
の促進	す。
防災訓練への参加	★町内会・自治会や市町村が実施する防災訓練への参加を促進します。
促進	
防災・防犯に関する	*自助・共助の力を身に付けるための防災知識や防犯知識の醸成を図
普及啓発	ります。

市町村	★町内会・自治会や市町村が主催する各種行事や防災訓練、防犯講座
	等の実施について,外国人県民へ周知し,参加を促します。
	*町内会・自治会や地域住民に対し、各種行事や防災訓練等への外国
	人県民の参加呼びかけを促します。
	★外国人県民に対応した防災訓練,防災・防犯講座等を実施します。
	*地域住民と外国人県民との交流の機会を創出します。
宮城県	*市町村や町内会・自治会,民生委員等の地域住民に対し,外国人県 民に対する理解促進,交流についての協力を促します。
	*町内会・自治会や市町村が主催する各種行事や防災訓練、防犯教室
	等への外国人県民の参加事例を広く周知します。
	*外国人県民に対応した防災訓練,防災・防犯講座等の実施を支援し
	ます。

(公財)宮城県国際 化協会	*市町村や町内会・自治会、民生委員等の地域住民に対し、外国人県 民に対する理解促進、交流についての協力を促します。
	★外国人県民に対応した防災訓練、防災・防犯講座等の実施を支援します。
市町村国際交流協	*市町村や町内会・自治会と連携し、取組に協力します。
会・NPO	
県民(町内会・自治	*多文化共生の理念を踏まえた行事の企画・実施や,外国人県民に
会, 地域住民)	対する参加呼びかけを行います。

3 情報面からの生活の安全・安心の確保

◆多文化共生施策の方向性:情報面からの外国人県民の生活の安全・安心の確保

◆事業の取組方針:言葉の壁の解消に向けた多言語化支援

多言語化支援の取組として,災害時や日常生活において必要な情報を多言語ややさしい日本語により提供することは,安全・安心な生活を行う上で重要です。これらの重要性について,行政機関や関係機関への意識啓発を行い,多言語化ややさしい日本語による情報提供を推進します。

また,災害時にも外国人県民の安全・安心の確保ができるよう,市町村間や県域を越えた地域間連携による多言語化体制の構築を目指します。

こうした取組によって、「言葉の壁」の解消を図り、情報面から外国人県民の生活の安全・安心を確保します。

《具体的な取組内容》

県・市町村、その	★県、市町村その他の公共機関において、多言語ややさしい日本語に
他の公共機関にお	よる情報配信や対応を推進します。
ける情報の多言語	
化の推進	
災害時等における	*災害発生時や緊急時の情報,防犯に関する情報など安全·安心に関
多言語情報の提供	する情報について,多言語ややさしい日本語による提供を推進しま
	す。
医療機関における	*医療機関での多言語問診票の利用や、医療通訳ボランティアの活用
情報の多言語化の	など,受診時の多言語対応を推進します。
推進	
保健福祉分野の情	*出産,子育て,福祉に関する相談対応時の通訳ボランティアの活用
報の多言語化の推	や、資料の多言語化など、対応の向上を推進します。
進	
通訳活用等による	*日常生活,災害時等の通訳ボランティアの利用体制の整備により,
多言語対応の推進	多言語対応を推進します。
地域間連携による	★災害時において、市町村間や県域を越えた連携による多言語化体制
多言語化の推進	の構築を目指します。

	<u>, </u>
市町村	*日常生活や保健・福祉関連の情報等の提供に当たり、多言語化・やさ しい日本語化による提供や通訳の活用を推進します。
	★災害時等における地域情報の多言語化・やさしい日本語化を推進します。
	*市町村の教育、保健・福祉等住民生活に関わる担当部署や事業所に対
	し、多言語化・やさしい日本語化や通訳の活用について啓発します。
	*災害時には、状況に応じ他の市町村との連携による情報の多言語化を 図ります。
宮城県	*生活情報,保健・福祉関連の情報や災害時等の情報について,多言語・ やさしい日本語による対応を推進し,支援します。
	★通訳の活用を推進します。
	*医療機関,公共機関における情報の多言語化等の推進について啓発し, 支援します。
	*災害時において,市町村間や県域を越えた連携による多言語化体制の 整備を行います。
	*全県共通に提供する情報の多言語化・やさしい日本語化を推進します。
(公財)宮城県国際 化協会	*生活情報,保健・福祉関連の情報や災害時等の情報の多言語化・やさ しい日本語化配信や,通訳の活用を推進します。
	★通訳ボランティアを育成し、行政機関その他の公共機関からの要請に応じて紹介します。
	★行政機関が情報の多言語化を行う際の翻訳人材を紹介します。
	*災害時において,市町村間や県域を越えた国際交流協会間の広域連携 による多言語化の体制を構築・強化します。
市町村国際交流協	*市町村と連携し、地域の生活情報の多言語化・やさしい日本語化を推
会・NPO	進します。
Z 111 0	★通訳ボランティアの育成,地域における通訳体制の整備を支援します。
	★市町村と連携し、災害時の他の市町村との連携による情報の多言語化
	を推進します。
事業者	*公共性の高い事業活動を行う事業者においては、利用客に向けた情報
	の多言語化・やさしい日本語化を推進します。

4 地域社会への適応力向上

◆多文化共生施策の方向性:外国人県民の地域社会への適応力向上の促進

◆事業の取組方針:言葉の壁の解消に向けた外国人県民への学習支援

外国人県民に対する学習支援として、日本語講座は重要なものとなっています。また、日本語講座は、日本語の習得のみならず、交流や情報交換を行い日本の生活や文化を学ぶ場ともなっており、東日本大震災では、被災した外国人のサポートを行う拠点となりました。こうした経験から、日本語講座は災害時には外国人県民を支援する機能も期待されるため、各地域での開設を進めます。

さらに、就労に向けた日本語習得など、学習者のニーズに応じた多様な内容となるよう日本 語講座の充実を図ります。

外国人児童・生徒の日本語教育については、個人の状況に応じた適切な日本語学習指導を行うとともに、保護者に対する支援についても配慮します。

また、外国人県民が日本での生活を始めるに当たって、日本の生活習慣や地域での生活上の ルールに関する説明(以下「生活オリエンテーション」とします。)の実施を推進することによ り日本の生活習慣等を学ぶ機会を設けます。

こうした取組によって, 言葉の壁の解消を図り, 外国人県民の地域社会への適応力の向上を 促進します。

《具体的な取組内容》

日本語講座の充実	*日本語講座のない地域における講座の新設, 既設の講座の内容の充			
	実を図ります。			
外国人児童・生徒の *地域の小・中学校に通う外国人の児童・生徒が、日本語を学び				
日本語教育推進	に適応できるよう小・中学校における日本語指導の充実を図ります。			
	*児童・生徒の保護者への支援についても配慮し、関係機関と連携の			
	上対応します。			
生活オリエンテー	*住民登録を行う市町村において、外国人県民に対する生活オリエン			
ションの推進	テーションの実施を推進します。			

市町村	*市町村国際交流協会・NPO等と連携し、日本語講座を開設します。 また、既に実施している講座への支援・充実を図ります。			
	*外国人児童・生徒が通学する小・中学校における日本語指導の充実や, 必要に応じた保護者に対する支援を行います。			
	★外国人県民に対する生活オリエンテーションを実施します。			
宮城県	*日本語講座のない地域での講座の開設や既設の講座の充実を促進します。			
	*外国人児童・生徒が通学する小・中学校における日本語指導の充実や, 必要に応じた保護者に対する支援を促進します。			
	*地域における生活オリエンテーションの実施を促進します。			
(公財)宮城県国際	*日本語講座を開催します。			
化協会	*地域の日本語講座の充実に向け、講師やボランティアの育成、教材の 充実等を図ります。			
	*小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導,必要に応じた保護者に対する支援に協力します。			
	★地域における生活オリエンテーションに協力します。			
市町村国際交流協 会・NPO	*地域における日本語講座を開催し、また、市町村が開催する日本語講座を支援します。			
	*市町村と協力して外国人県民の日本語・日本の生活習慣等の学習を支援します。			
	★小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導に協力します。			
事業者	*雇用する外国人県民とその家族の日本語,日本の生活習慣等の学習を 支援します。			

5 家庭生活の質の向上

◆多文化共生施策の方向性:外国人県民とその家族の家庭生活の質の向上の促進

◆事業の取組方針:生活の壁の解消に向けた家族サポート

外国人県民やその家族に対するサポートとして,みやぎ外国人相談センターや行政,国際交流協会などの相談機関において,的確,迅速な対応が可能となるよう,相談体制の強化を図ります。

また、出産・子育てに対する支援や、ひとり親世帯に対する支援を充実します。

さらに,外国人県民の母国語・母国文化の教育について,実施団体や関係機関との情報交換・ 共有等により,外国人県民の子どもが帰国後に母国に適応できるよう支援します。

こうした取組によって、生活の壁を解消し、外国人県民とその家族の家庭生活の質の向上を 図ります。

《具体的な取組内容》

多文化家族からの	★外国人県民やその家族からの相談対応において、みやぎ外国人相談		
相談への対応力の	センターや、県、市町村の各担当部署、行政書士等の関係機関の連		
向上・相談体制の	携により支援体制を強化します。		
強化	*相談対応者が、外国人県民からの相談に関する理解を深め、的確に		
	応じることができるよう、相談技術の向上を図ります。		
	*行政の相談窓口の開設、相談対応の充実を図ります。		
外国人県民の子育	*出産,子育てに関する悩みやひとり親世帯での悩みの解決のため,		
て支援	関係部署・機関が連携し、的確な支援を行います。		
母国語・母国文化の	*実施団体と関係機関相互の情報交換・共有等により、外国人県民の		
教育の学習の支援	子どもの母国語や母国文化の学習について必要な支援を行います。		

市町村	*住民からの相談に応じる部署において相談技術の向上を図るととも に、外国人県民の専門相談窓口を設置します。			
	*出産、子育てに関する悩みやひとり親世帯での悩みを解決するため、 関係部署や関係機関の連携により、必要な情報の提供、迅速な対応を 図ります。			
宮城県	*外国人県民の相談窓口を設置するとともに、相談対応の充実を図ります。			
	*相談対応の技術向上を図るため、相談窓口や保健福祉・教育機関の研修会を開催します。			
	★市町村等の子育て支援の取組を支援します。			
	*母国語・母国文化教育について,関係機関相互の情報交換・共有等により,外国人県民の子どもの母国語や母国文化の学習について必要な支援を行います。			
(公財)宮城県国際 化協会	*県、市町村、関係機関 への専門的な助言を行い、相談体制の整備や 強化を図ります。			
	★相談窓口の設置や相談対応力の向上を支援します。			
	★市町村等が行う子育て支援等の取組を支援します。			
	★母国語・母国文化教育に関する取組に協力します。			
市町村国際交流協	★外国人県民や多文化家族からの相談に応じる相談窓口を設置し、また、			
会・NPO	他の機関が行う相談対応を支援します。			
	*地域における子育て支援等の取組を実施し、また、他の機関が行う取組に協力します。			
	*母国語・母国文化教育について、関係機関相互の情報交換・共有等により、希望者への学習機会・情報の提供を行います。			

6 能力発揮の促進

◆多文化共生施策の方向性:外国人県民の能力発揮の促進

◆事業の取組方針:生活の壁の解消に向けた活躍の支援

外国人県民の活躍の支援として、就業支援や行政への住民参画機会の提供を行うとともに、 地域活動への参加・交流や外国人県民のコミュニティリーダーの育成を図ることにより、外国 人県民の社会参画・人材活用を促進します。

今後は、外国人県民の高年齢化に伴い、社会福祉施策によるサポートの充実や、就労以外の 社会活動・交流の場の提供など、地域での生活の充実を図っていくことが求められます。

こうした取組によって,「生活の壁」を解消し,外国人県民の能力の発揮を促進します。

《具体的な取組内容》

就業の支援	*事業者に対し、外国人県民の雇用に関する情報提供や、雇用促進に 向けた啓発を行います。			
	*外国人県民に対し、就職や起業支援等、就労定着のための情報提供 を行います。			
行政への住民参画	★県、市町村が施策における住民参画(パブリックインボルブメント)			
の機会等での人材	の機会を設ける際や,地域において外国人県民の支援,国際交流の			
活用の推進	取組を行う際に、外国人県民の人材活用を推進します。			
地域活動への参加	★地域活動への参加,地域住民との交流を促進するとともに,コミュ			
促進	ニティリーダーの育成等を行うことにより、外国人県民が、地域の			
	一員として活力ある地域づくりに貢献する活躍の場を広げます。			

市町村	*地域内の事業者に対し、雇用促進に向けた啓発を行います。
	★県が就職や起業相談等の情報を外国人県民に提供する際に協力します。
	★住民参画(パブリックインボルブメント)の機会に、外国人県民の 人材活用を推進します。
	*外国人県民の地域活動への参加,地域住民との交流や,コミュニティリーダーの育成等を行うことにより,地域での活躍を促進します。

宮城県	★雇用の促進に向けた事業者への啓発を行います。			
	│ │ * 市町村や関係機関を通じて就職や起業相談等に関する情報提供を行			
	います。			
	*企業における留学生や高度人材の受入・活用について注視し,対			
	応を検討します。			
	*住民参画(パブリックインボルブメント)の機会に外国人県民の			
	材活用を推進し、市町村や関係機関に対しても人材活用を働きかけ			
	ます。			
	*市町村における外国人県民の地域住民との交流, 地域活動への参加,			
	コミュニティリーダーの育成を支援します。			
(公財)宮城県国際	*県が就職や起業相談等の情報を外国人県民に提供する際に協力しま			
化協会	す。			
	*事業活動において,外国人県民の人材活用を進め,コミュニティリ			
	ーダーを育成します。			
	★市町村が行う地域住民との交流、地域活動への参加促進に協力しま			
	す。			
市町村国際交流協	*県が就職,起業相談等の情報を外国人県民に提供する際に協力しま			
会・NPO	す。			
	*事業活動において,外国人県民の人材活用を進め,市町村とともに			
	コミュニティリーダーの育成を行います。			
	*市町村が行う地域住民との交流,地域活動への参加促進に協力しま			
	す。			
事業者	★雇用における外国人県民に対する不当な扱いを排除し、外国人県民			
	の活躍の機会を拡大します。			
	*インターンシップの受入れ等により、外国人県民の就職を支援しま			
	す。			

7 共生する体制の構築

◆多文化共生施策の方向性:外国人県民と共生する体制の構築

◆事業の取組方針:将来の課題としての外国人増加への対応

東日本大震災後,県内の外国人県民は留学生や技能実習生を中心に約2,000人減少しましたが,技能実習制度を活用する事業所の増加,留学生の増加等により微増傾向にあります。

今後は、経済のグローバル化や海外企業の進出等に伴い、県内の外国人労働者が増加し、また、製造業の集積によって日系人等労働者の集住が急激に進む可能性が考えられます。

これに対応するためには、関係機関が連携・協働し、速やかに対応する体制を整えておく必要があります。多言語情報の提供、日本語学習、相談対応等の支援やコミュニティリーダーの育成、関係機関のネットワーク構築等、地域の状況に応じた環境の整備が必要となります。また、恒常的な地域における多文化共生の基本理念の普及啓発も重要となります。

こうした取組によって,外国人県民と共生する体制を構築します。

《具体的な取組内容》

行政,事業者,関	*行政機関,事業者,関係機関が連携・協働して,多言語情報の提供,			
係機関の連携・協	関の連携・協 日本語学習等の生活環境への適応支援を迅速かつ的確に行うととも			
働による支援・啓	に、支援のためのネットワークを構築します。			
*行政機関、事業者、関係機関が連携・協働して、地域にお				
発	理念の普及啓発を行います。			
多様な外国人県民	*生活環境への対応に関し、多言語情報の提供、日本語学習、相談対			
に対応する環境の	っ環境の 応の充実や、外国人県民のコミュニティリーダーの育成等、地域の			
整備	状況に応じた支援と環境整備を行います。			

市町村	*関係機関と連携し、外国人県民に対し、多言語情報の提供、日本語				
	学習の支援、相談対応等、地域への適応を支援します。				
	★地域への適応支援のための関係機関のネットワークを構築します。				
	*町内会・自治会など地域住民による組織と連携し、基本理念の普及				
	啓発を行います。				
*外国人県民のコミュニティリーダーの育成を行います。					
宮城県	*関係機関と連携し、外国人県民の支援と地域における基本理念の啓				

	発を行います。		
	*市町村や関係機関が行うコミュニティリーダーの育成や啓発事業等		
	の取組を支援します。		
	*全国的な動向に関する情報を収集し、連携の調整を図ります。		
(公財)宮城県国際	*関係機関と連携し、外国人県民の支援と地域における基本理念の啓		
化協会	発を行います。		
	*外国人県民のコミュニティリーダーを育成します。		
	*県や市町村、関係機関が行う取組に協力します。		
市町村国際交流協	*市町村や関係機関と連携し、支援の取組と地域における基本理念の		
会・NPO	普及啓発を行います。		
*市町村,関係機関が行う取組に協力します。			
事業者	*雇用主として、就労する外国人県民の生活を支援します。		
	★市町村、関係機関が行う取組に協力します。		

第5 計画推進のために

1 計画の進行管理

多文化共生施策の取組については、施策ごとに定めた評価指標により評価します。 また、県は、本計画の適切な進行管理を行い、県が実施した取組について毎年度県議会 に報告します。

本計画の対象期間は5年間ですが、この間に社会経済情勢が著しく変化した場合は、 これに柔軟に対処し、必要に応じて本計画の点検・見直しを行います。

2 関係機関の役割

(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担

多文化共生を推進するためには、県民、市町村、県、公益財団法人宮城県国際化協会その他の関係機関が適切に役割分担し、連携・協働していくことが必要となります。 主な役割は以下のとおりです。

① 県民の役割

国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民が多文化共生の基本理念を理解し、地域社会や職場、学校、家庭などのあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めます。また、行政機関や国際交流協会・NPO等が行う多文化共生に向けた取組に積極的に参加します。

② 市町村の役割

市町村は、外国人県民に最も身近な行政機関として、生活情報の適切な提供や、 日本語・日本の生活習慣等に関する学習の支援等生活に密着した支援を行います。 また、地域における多文化共生の基本理念の普及啓発を行い、地域内の関係機関と 連携した取組を行います。

③ 県の役割

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、基本理念の全県的な普及啓発や全県的な情報配信、広域的な課題への対応、先進分野に関する取組等、市町村による実施が難しい分野の取組を行います。また、市町村と関係機関による多文化共生の取組の促進・支援を行い、関係機関と連携して県全体の多文化共生を推進するための体制を整備します。

④ 公益財団法人宮城県国際化協会の役割

公益財団法人宮城県国際化協会は、これまでの多文化共生の推進に関する活動実績を踏まえ、取組を継続するとともに、県、市町村、関係機関が行う多文化共生の取組に関し、専門的、技術的な支援や多文化共生の推進を担う人材の育成、先進分野への取組等を行います。

⑤ 市町村国際交流協会・NPOの役割

市町村の国際交流協会や地域の民間団体・NPO等は、これまでの活動実績をいかし、市町村、関係機関と連携しながら多文化共生の推進に向けた取組を進めます。 既に多文化共生の推進に向けた取組を積極的に行っている機関は、取組を継続するとともに、多文化共生の推進を担う人材の育成、先進分野への取組、市町村や関係機関との連携・協働を積極的に進めます。

⑥ 教育機関の役割

学校教育・社会教育においては、学校に在籍する外国人児童・生徒に対する指導の充実を図るとともに、多文化共生の推進を担う人材の育成、地域の関係機関との連携等により、多文化共生推進のための取組の充実を図ります。

⑦ 事業者の役割

事業者は、多文化共生社会の形成において重要な役割を担うことから、多文化共生の基本理念を理解し、各々の事業活動において多文化共生を推進するための取組を行うとともに、県や市町村が実施する施策への協力を図ります。

(2) 多文化共生の推進に向けた行政機関の連携・協働の強化

① 行政機関内部の連携

県や市町村での多文化共生のための施策は、多文化共生担当部署が中心となって取り組みますが、多岐にわたる課題の解決のため、その他の部署が主体的に行う取組や相互の連携・協働による取組を強化します。

② 行政機関の連携

外国人県民の置かれている状況やニーズは地域により様々ですが,市町村における共通課題の解決に当たっては,近隣の市町村との連携した取組を行います。

また、多文化共生施策のより効果的な取組を行うため、県と市町村において、保

健福祉、教育等の関連部署での相互の連携・協働を強化します。

(3) 地域におけるコーディネートの重要性

多文化共生を推進するためには、外国人県民が持つニーズや地域が抱える課題等を収集する一方で、地域が持つ社会資源(注14)を把握し、ニーズ・課題に即した取組を行うという一連の流れをコーディネート(注15)することが必要です。ニーズ・課題に即した社会資源等がない場合は、新たに創出することも求められ、取組の実施後は、ニーズ・課題が解消したかをチェックすることも必要となります。

地域的な課題や生活に密着した分野については、外国人県民に最も身近な地方公 共団体である市町村がコーディネートを行います。

全県的な課題,先進的な取組,広域連携や他分野との連携による取組が求められる課題については、県がコーディネートを行います。

多文化共生のコーディネートについては、県や市町村が単独で地域におけるニーズ・課題を適切に把握し、取り組むことには限界があることから、行政機関相互の連携のほか、外国人県民を含む県民や関係機関とのネットワークを構築し対応していくことが重要です。

3 推進体制の整備

行政機関、事業者、関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議」を設置し、ネットワークの基盤を構築します。また、条例に基づき設置した「宮城県多文化共生社会推進 審議会」が県内における多文化共生の状況について調査審議し、県に提言を行います。

さらに、県、市町村、関係機関が多文化共生施策を展開する際に、専門的、技術的な支援を行う公益財団法人宮城県国際化協会を「多文化共生センター」として位置付け、宮城県の 多文化共生を推進するための重要なけん引役とします。

用語説明

番号	ページ	項目	内容
注1	1p	在留外国人	平成24年7月に新しく導入された在留管理制度の対象とな
			る「中長期在留者」及び「特別永住者」を合わせた人をいう。
			この制度の導入に伴い「外国人登録法」は廃止となった。
注2	1p	グローバル化	世界的規模となっている状態。国境を越えて地球全体にかか
			わるようになっている状態
注3	4p	ΝΡΟ	営利を目的とせず、継続的、自発的に行う社会的・公益的な
			活動(民間非営利活動)を行う団体。NPOはNon Profit
			Organization の略語
注 4	8p	中長期在留者	「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」とします。)
			に基づく在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国
			人で, 次の(1)から(6)までのいずれにもあてはまらない人
			(1)「3月」以下の在留期間が決定された人
			(2)「短期滞在」の在留資格が決定された人
			(3)「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
			(4) (1)から(3)までに準じるものとして法務省令で定める
			(「特定活動」の在留資格が決定された,亜東関係協会の
			本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又
			はその家族の方)
			(5) 特別永住者
			(6) 在留資格を有しない人
注 5	8p	特別永住者	「入管法」に基づく在留資格で、「日本国との平和条約に基
			づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例
			法」に基づき在留する人
注6	8p	外国人登録者	「外国人登録法」(平成 24 年 7 月廃止)に基づき市町村に外
			国人登録を行っている人で、日本に 90 日を超えて滞在しよ
			うとする外国人が対象となっていた。
注7	8p	技能実習生	発展途上国への国際貢献と国際協力を目的として,日本の技
			術・技能等の習得を支援する制度により来日した人
注8	9p	在留資格	「入管法」により規定されている外国人が日本に入国・在留
			して行うことのできる活動等を類型化したもの。
注9	9p	日本人の配偶	「入管法」に基づく在留資格で、日本人の配偶者もしくは民
		者等	法第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として
			生まれた人
注 10	9p	永住者	「入管法」に基づく在留資格で、日本在留中に法務大臣から
			永住への在留資格変更許可を受けた人

注 11	16p	ドメスティッ	英語のDomestic Violenceをカタカナ表記したもので、略し
		ク・バイオレン	て「DV」と言うこともある。配偶者など親密な関係にある
		ス	者又はあった者から振るわれる暴力
注 12	18p	コミュニティ	主として同じ出身国の外国人によって構成される地域コミ
		リーダー	ュニティにおいて,多文化共生に向けた指導的役割を担う人
注 13	18p	定住者	「入管法」に基づく在留資格で,法務大臣から特別な理由を
			考慮して一定の在留期間を指定して居住を認められた人
注 14	36p	社会資源	住民のニーズを充足するために活用される施設や機関、制
			度,資源,知識,技能等を指す総称
注 15	36p	コーディネー	課題やニーズを解決する取組を行う際に、関係者が適切な役
		١	割分担のもとで各主体の能力を効果的に発揮できるように
			調整すること。